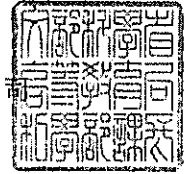


各都道府県私立学校主管課長 殿

文部科学省高等教育局

私学部私学助成課長

丸 山 洋



(印影印刷)

平成30年度私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等  
IT教育設備整備推進事業費）の計画調書の提出について（依頼）

各都道府県における私立の高等学校、中等教育学校、中学校、義務教育学校、小学校、特別支援学校を設置する学校法人（以下「学校法人」という。）の平成30年度の標記事業計画書について、提出願います。

については、各学校法人に周知いただくとともに、事業の申請に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の法令等及び下記事項を遵守の上、計画調書（様式1～4）を取りまとめの上、提出願います。なお、事業計画一覧（別紙1）については都道府県で作成の上、提出願います。

記

1. 補助対象事業は、私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等IT教育設備整備推進事業費）交付要綱（平成14年4月5日文部科学大臣決定）に定める事業であること。
2. 新設の学校については、完成年度（卒業生を出す年度）の翌年度から補助対象となること。
3. 補助事業の施工業者選定に当たっては、適正性及び透明性が求められていることから、交付要綱第7条及び「建設工事等に係る補助事業遂行に当たっての留意事項」（別添）に従うこととし、原則として、入札又は3社以上の業者による見積り合わせ等によること。
4. 既に整備されているコンピュータに対するソフトウェア、周辺機器、ネットワーク関連機器等の整備を行う場合についても一定の範囲で補助対象とする。
5. 補助申請額が予算額を上回った場合、交付金額を圧縮する場合がある。

[提出期限]

・締切：平成30年5月30日（水）

注1 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助目的の完全な達成を図る見地から、平成14年3月25日文科科学省告示第53号により、財産の処分制限期間を別に定めており、この制限期間中に財産の処分（交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分）を行いたい場合は事前に文部科学大臣の承認が必要となること。また、事業計画を検討するに当たっては、設備が目的外使用及び未利用の状態になることのないよう留意すること。

（参照）補助財産の処分及び適切な取扱い等に係る通知

平成29年10月31日付け29文科高第683号文部科学省高等教育局長通知

注2 補助事業については、国民の税金を原資とする補助金により行われるものであり、その適正かつ効率的な使用はもちろんのこと、使用手続きの透明性を確保することが求められていることから、文部科学省に提出された計画調書その他の文書については、国民からの開示請求があった場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に掲げる情報に該当し、かつ計画調書中で特に非公開希望について言及された部分を除き、公開することとなること。

<参考>

適用法令等

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- ② 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- ③ 私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等IT教育設備整備推進事業費）交付要綱（平成14年4月5日文部科学大臣決定）
- ④ 平成30年度私立高等学校等IT教育設備整備推進事業費に係る計画調書について（別紙）

問合せ先： 文部科学省高等教育局私学部 私学助成課助成第四係  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
TEL 03-5253-4111（内線2547） FAX 03-6734-3396

## 平成30年度私立高等学校等IT教育設備整備推進事業費に係る計画調書について

## 1 申請の単位

申請は、学校法人が設置する各小学校、義務教育学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校（以下、「私立学校」という。）ごとに行うものとする。

ただし、中高一貫校等、中学校と高等学校で設備を共有するものについては、中学校・高等学校を1校として申請するものとする。（設備を共有せず、学校ごとに明確に使用を限定している場合を除く。）

## 2 補助対象設備等

(1) 私立学校における教育用コンピュータ等を活用したICT教育のための環境整備に必要な以下の設備等とする。

補助対象機器等	備考
コンピュータ	パソコン本体、タブレット、ディスプレイ、キーボード、サーバ等 ・原則として不特定多数の生徒が用いられる機器とし、1授業単位において使用を想定している生徒数までとする
ソフトウェア	DVD、CD-ROM、ライセンス等 ・新たに整備する機器及び既存の機器との合計数までとする
周辺機器	プリンタ、スキャナー、DVD・CD-ROMドライブ、マウス、スピーカー等 ・新たに整備する機器及び既存の機器との合計数までとする
ネットワーク関連機器	モデム、ターミナルアダプタ、ハブ、ルーター、DSU、モバイル端末(カード)等 ・新たに整備する機器及び既存の機器との合計数までとする
視聴覚関連機器	デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、プロジェクタ、モニタ、地上デジタルテレビ、電子黒板等
附帯工事費	以下に該当する附帯工事（部材費含む） ①機器の運搬搬入費 ②機器の設置、据え付け費用 ③機器の設定、セットアップ、初期作動の確認に係る費用 ④機器と周辺機器との接続等に係る費用 ・補助対象となるネットワーク（LAN整備等の配線工事）については、教室内及び隣接する準備室までとする。

※ 既に整備済のコンピュータに対して環境整備を行う場合についても補助対象とする。この場合の対象機器等は、ソフトウェア、周辺機器、ネットワーク関連機器（附帯する工事費等を含む。）とする。

※ 既存の機器に対して整備した場合のソフトウェア、周辺機器、ネットワーク関連機器等の財産処分制限期間は5年とする。

※ 一部機器について、上限単価を設定しているので留意すること（別途送付する事務連絡を参照のこと。）。

(2) 補助対象経費の限度額は、500万円以上4,000万円以下とする。

(例) 事業経費4,500万円の場合

補助対象経費は4,000万円、補助申請予定額は2,000万円

(ただし、交付要綱第3条第3項第6号に規定する機器のみを整備する場合は、この限りでない。)

### 3. 補助対象外となるもの

- ① 完成年度を超えていない私立学校
- ② 他の国庫補助を受けている事業（予定を含む。）
- ③ 補助年度の前年度に契約が締結されている事業など、事前に着手しているもの
- ④ コンピュータ、視聴覚関連機器又はネットワーク関連機器の購入を伴わない事業
- ⑤ 学校教育に関連しないもの（授業と校務の両方に使用するものは可）や、生徒会活動等使用者が特定の生徒に限定されると判断されるもの。
- ⑥ 機器等のレンタル・リースに係る経費
- ⑦ 機器等の保守・保証について、複数年（または複数年年度）に及ぶ契約をしているものについて、補助対象年度に係る経費を除いた分（例：平成30年10月1日から1年契約の場合、平成31年4月1日以降に係る経費）
- ⑧ 予備となるもの（故障対応の機器等、補助事業として活用しないもの）
- ⑨ 消耗品、備品（CD-R、DAT、プリント用紙、デジタルカメラの記憶装置、マウスパッド、タブレットケース等）
- ⑩ 椅子、机、保管庫（充電機能付きを含む）、ラック等の什器類
- ⑪ 以下の室等に配置しICT教育に使用しない設備
  - ・図書館に配置し、図書館事務（蔵書整理、貸出し・返却手続等）に用いる機器等（図書館で実施する授業の中で使用するものを除く。）
  - ・進路指導室に配置する機器等
- ⑫ ソフトウェア等の整備で以下に該当する場合
  - ・コンピュータ本体の台数（既存のものも含む。）を上回るもの（ライセンス契約を含む。）
  - ・複数年の更新料等を含めて契約をしているものについて、補助対象年度の翌年度以降の分
  - ・ソフトウェアに関する書籍及びマニュアル（「標準添付品セット」「ドックパック」等を含む。）
  - ・独自に開発したソフトウェア
- ⑬ 附帯工事で以下に該当する場合
  - ・校内LANの整備※
  - ・教室の改造工事（穴開け、壁の除去等）、床上げ工事
  - ・附帯工事に必要となる取付金具の類（天吊り金具、壁掛け金具等）
  - ・電源を確保するための電源工事
  - ・電話工事、インターネット接続経費
  - ・既存の機器の撤去、処理費用
  - ・購入したシステム・ソフトウェアに係る研修費用、操作のための講習会費
  - ・完成図書作成費 等

※ 校内LANの整備については「私立高等学校等施設高機能化整備費補助」に申請できる場合もあるので、不明な点は相談されたい。

### 4 補助率について

- ・ICT教育設備の整備に要する経費の1/2以内  
（補助申請額が予算額を上回った場合、交付金額を圧縮する場合がある。）

## 5 提出書類

- ① 「平成30年度私立高等学校等 I T 教育設備整備推進事業 事業計画一覧」(別紙1)
- ② 「平成30年度 私立高等学校等 I T 教育設備整備推進事業 計画調書」(様式1)
- ③ 「I C T 教育設備を活用した事業の内容」(様式2)
- ④ 「採択理由書」(様式3)
- ⑤ 「私立高等学校等 I T 教育設備整備推進事業費に係る確認事項」(様式4)
- ⑥ 配置図(様式自由)
- ⑦ 入札の内容が分かる書類又は見積書の写し

## 6 「平成30年度私立高等学校等 I T 教育設備整備推進事業 事業計画一覧」(別紙1)

各都道府県にて作成すること。作成に当たっては、別紙1に記載している注意事項をよく読んでから作業すること。

## 7 「平成30年度 私立高等学校等 I T 教育設備整備推進事業 計画調書」(様式1)

- ① 作成に当たっては、様式1に記載している注意事項及び記載例をよく読んで作業すること。
- ② 上限単価については、別途送付する事務連絡「私立高等学校等 I T 教育設備整備推進事業費の上限単価について」を参照すること。

## 8 「I C T 教育設備を活用した事業の内容」(様式2)

- ① 学校教育において I C T 教育設備を活用してどのような教育を展開するのか分かりやすく具体的に記入すること。(単に機器の更新等で完結する内容は認められない。)
- ② パソコン、タブレット、サーバ、プリンタ等、購入する機器の台数についてはその根拠を示すこと。原則として不特定多数の生徒が用いられる機器とし、1授業単位において使用を想定している生徒数までとする。予備や故障対応は認められない。

## 9 「採択理由書」(様式3)

- ① 複数の業者と契約を結ぶ場合は、業者ごとに別葉で作成すること。
- ② 「管理責任者 所属・職・氏名」欄には、当該設備を直接管理する責任者を記入すること。
- ③ 補助金の効果的配分を推進する観点から、不採択分の見積りを含め3社以上の見積りによる価格の妥当性、見積りにおける値引き額の妥当性等を十分勘案し、補助対象事業経費が適正かどうかを判断するので、計画の策定に当たっては特に留意すること。
- ④ 3社以上の内容等を比較した結果などを具体的に明示すること。
- ⑤ 設備を独占的に扱っている場合は、独占販売等を証明する文書を添付すること。

## 10 「私立高等学校等 I T 教育設備整備推進事業費に係る確認事項」(様式4)

各項目の左の四角囲みに、該当の有無を記載すること。全ての項目に該当しないように十分確認を行うこと。

## 11 配置図(様式自由)

- ① 購入を予定している機器等について全て記載したものを提出すること。
- ② 補助対象外となる機器についても記載されているものについては、補助対象となる部分についてマーカー等を用いるなど分かりやすく明示すること。

## 12 入札の内容が分かる書類又は見積書の写し

私立大学等研究設備整備費等補助金(私立高等学校等 I T 教育設備整備推進事業費)交付要綱第7条において、補助事業の遂行については、公正かつ最少の費用で最大の効果を上げ得るように経費の効率的使用に努めることを求めている観点から、見積書の提出に関しては以下のように行うこととし、事業経費が適正かどうかについては特に留意すること。

- ① 原則として国又は地方公共団体の契約方法にならい（別添参照）、入札又は3社以上の業者による見積り合わせ等によることとし、入札の内容が分かる書類又は採択した業者の見積書（表紙の右上に「採択」と朱書きすること。）を添付すること。
- ② 見積書の写し等には、理事長が原本証明をすること。なお、理事長名義の公文書1枚に目録を示す等、一括して原本であることを証明する方法でも可とする。
- ③ 補助事業が補助対象と対象外に分かれる場合は、採択業者の見積書の写し等にマーカ一等を用いてわかりやすく明示すること。
- ④ 見積書の作成は、設備の数量だけでなく性能等も指定した仕様書を示した上で依頼すること。